

北上地区消防組合危険物規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月27日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 3 号

北上地区消防組合危険物規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合危険物規則（平成 9 年北上地区消防組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（申請の処理）</p> <p>第 2 条 法第11条第 1 項の規定により製造所、貯蔵所又は、取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は位置、構造若しくは、<u>設備の変更の許可の申請があつた場合は、申請内容について審査を行うとともに、必要に応じ現地調査を行うものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、<u>危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)</u>及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置又は変更の許可等）</p> <p>第 2 条 <u>北上地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第11条第 1 項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可をしたときは、様式第 1 号の危険物製造所等許可書（以下「許可書」という。）に様式第 2 号の危険物製造所等許可指導書を添付して申請者に交付する。</u></p> <p>2 <u>管理者は、法第11条第 1 項の規定による製造所等の設置又は</u></p>

（許可の処理）

第3条 前条の申請があつた場合において法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可をするときは、様式第1号の許可書に申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 前項の許可書を交付するときは、様式第2号の指導書を添付するものとする。

（完成検査等の処理）

第4条 危政令第8条第2項の規定に基づく完成検査に際して必要があるときは、事前に確認（中間検査）し別に定める報告書を作成するものとする。

2 危政令第8条第2項の規定により検査を行つた場合は、別に定める報告書を作成し処理するものとする。

（完成検査前検査の処理）

第5条 危政令第8条の2第6項の規定による検査を行つた場合は、別に定める報告書を作成し処理するものとする。

（仮使用承認の処理）

第6条 法第11条第5項ただし書きの規定により仮使用承認の申請があつた場合は、申請内容について審査を行うとともに、必要に応じ現地調査を行い、処理するものとする。

2 前項に基づき仮使用の承認をするときは、様式第3号の承認書に、提出された申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

位置、構造若しくは設備の変更を許可しないときは、様式第3号の危険物製造所等不許可通知書により申請者に通知する。

（完成検査不適合通知）

第3条 管理者は、危政令第8条第2項の規定に基づく完成検査を行つた結果、法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は許可の内容と異なると認めるときは、様式第4号の完成検査不適合通知書により申請者に通知する。

（完成検査前検査不適合通知）

第4条 管理者は、危政令第8条の2第6項の規定に基づく検査を行つた結果、法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、様式第5号の完成検査前検査不適合通知書により申請者に通知する。

（仮使用承認）

第5条 管理者は、法第11条第5項ただし書きの規定により仮使用承認の申請があつた場合において当該申請を承認するときは、様式第6号の危険物製造所等仮使用承認書（以下「仮使用承認書」という。）を申請者に交付する。

2 管理者は、前項の申請を承認することが適当でないと認める場合は、様式第7号の危険物製造所等仮使用不承認通知書により申請者に通知する。

(予防規程の認可申請の処理)

第 7 条 法第14条の 2 第 1 項の規定により、予防規程の認可申請があつた場合は、申請内容について審査を行い、処理するものとする。

2 前項の申請を認可するときは、様式第 4 号に、提出された予防規程の 1 部を添付して申請者に交付するものとする。

3 管理者は、第 1 項の仮使用の承認をした製造所等において、承認した内容と異なる仮使用が行われ、当該施設の保安を確保することができないと認める場合は、承認を取り消すことができる。

4 管理者は、前項の承認を取り消す場合は、様式第 8 号の危険物製造所等仮使用取消通知書により申請者に通知し、仮使用承認書の返却を求めるものとする。

(予防規程の認可)

第 6 条 管理者は、法第14条の 2 第 1 項の規定により予防規程の認可をしたときは、様式第 9 号の危険物製造所等予防規程認可書を申請者に交付する。

2 管理者は、法第14条の 2 第 2 項の規定により予防規程の認可をしないときは、様式第10号の危険物製造所等予防規程不認可通知書により申請者に通知する。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の承認等)

第 7 条 管理者は、危省令第62条の 5 の 2 第 2 項ただし書及び危省令第62条の 5 の 3 第 2 項ただし書の規定により漏れの点検に係る期間の延長申請があつた場合において当該申請を承認したときは、様式第11号の漏れの点検期間延長承認書を申請者に交付する。

2 管理者は、前項の申請を承認しないときは、様式第12号の漏れの点検期間延長不承認通知書により申請者に通知する。

3 管理者は、延長の承認をした後において、当該施設の保安を確保することができないと認めたときは、承認を取り消すことができる。

4 管理者は、前項により延長の承認を取り消す場合は、様式第

(収去証の交付)

第8条 法第16条の5第1項の規定により職員に危険物を収去させるときは、被収去者に様式第5号の収去証を交付する。

(許可の撤回)

第9条 法第11条第1項の規定により、製造所等の許可を受けた者から、当該許可に伴う行為を履行しない旨の意思表示があつた場合は、様式第6号の届出書の提出を求め、許可の撤回をすることができるものとする。

(廃止届の処理)

第10条 法第12条の6の規定により、製造所等の用途の廃止の届け出があつた場合は、必要に応じ現地調査を行い処理するものとする。

(製造所等の休止の処理)

第11条 製造所等でおおむね6箇月以上休止するときは、様式第7号の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により提出があつた場合は、必要に応じ現地調査を行うとともに、当該製造所等の安全管理及び再開時の災害予防について指導をし処理するものとする。

(設置者の住所氏名等変更の処理)

第12条 法第11条第6項後段の規定による譲渡又は引渡し以外で、設置者の住所氏名等に変更があつた場合は、様式第8号の提出を求めるものとする。

13号の漏れの点検期間延長承認取消書により申請者に通知し、漏れの点検期間延長承認書の返却を求めるものとする。

(収去証の交付)

第8条 法第16条の5第1項の規定により職員に危険物を収去させるときは、被収去者に様式第14号の収去証を交付する。

(許可の撤回)

第9条 法第11条第1項の規定により製造所等の許可を受けた者が、当該許可に伴う行為を履行せず当該許可の取り下げをしようとする場合は、様式第15号の許可取り下げ届出に当該許可書を添えて管理者に提出しなければならない。

(廃止届の処理)

第10条 管理者は、法第12条の6の規定により製造所等の用途の廃止の届け出があつた場合は、廃止に係る安全上の措置等について必要な指導を行うことができる。

(製造所等の休止の処理)

第11条 製造所等を6箇月以上休止しようとする者は、様式第16号の危険物製造所等休止届を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による休止届の提出があつた場合は、当該製造所等の安全管理及び再開時の災害予防について必要な指導を行うことができる。

(資料の提出)

第12条 製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)は、次の各号に掲げる変更について、様式第17号の資料提出書を管理者に提出しなければならない。

(1) 資料等により確認を要する変更工事(当該変更工事が許可

(危険物保安監督者の届出の処理)

第13条 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の選任届出があつた場合、様式第9号の実務経験証明書の提出を求め、記載内容を確認し処理するものとする。

(仮貯蔵等申請の処理)

第14条 消防長は、法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱(以下「仮貯蔵等」という。)の申請が様式第10号によりあつた場合は、申請書類が2部提出されていることを確認し、申請内容について審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い処理するものとする。

2 消防長は、前項により審査の結果支障ないと認めるときは、様式第11号に定める承認書に、申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

を要する変更工事に該当する否かを資料等により確認する必要がある変更工事をいう。)に該当する場合

(2) 予防規程に規定する事項のうち関係者の氏名等を変更しようとする場合

(3) 製造所等の関係者の住所、氏名等に変更があつた場合
(危険物保安監督者の届出)

第13条 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任届出をしようとする者は、当該選任届出書に様式第18号の実務経験証明書及び様式第19号の同意書を添付して届出しなければならない。

(仮貯蔵等申請)

第14条 法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱(以下「仮貯蔵等」という。)をしようとする者は、様式第20号の仮貯蔵(仮取扱)承認申請書により消防長に申請しなければならない。

2 消防長は、前項の申請を承認したときは、様式第21号の危険物仮貯蔵・仮取扱承認書を交付する。

3 消防長は、第1項の申請を承認することが適当でないとき、様式第22号の危険物仮貯蔵仮取扱不承認通知書により申請者に通知する。

(製造所等の許可書等の再交付の申請等)

第15条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた者(法第11条第6項の規定により設置者の地位を継承した者を含む。)又は危政令第

(委任)

第15条 本規則中の「別に定める。」もの、及びこの規則の運用について必要な事項は、消防長が定めるものとする。

8条の2第7項の規定によりタンク検査済証の交付を受けた者が、当該製造所等に係る許可書又はタンク検査済証(以下「許可書等」という。)を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、様式第23号の再交付申請書により管理者に許可書等の再交付を申請することができる。

2 管理者は、前項の申請を理由があるものと認めるときは、許可書等に再交付である旨を表示し申請者に交付する。

3 許可書等の汚損又は破損により第1項の再交付の申請をするときは、第1項の申請書に許可書等を添付しなければならない。

4 亡失した許可書等を発見した場合は、これを速やかに管理者に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この規則の運用について必要な事項は、消防長が定めるものとする。

様式第1号(第3条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等許可書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

設置場所

年 月 日付で申請のあつた危険物 の
について、申請のとおり許可します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 印

様式第1号(第2条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等許可書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

設置場所

年 月 日付で申請のあつた危険物 の
について、申請のとおり許可します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 印

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

危険物製造所等許可指導書

年 月 日付けで申請のあつた の について
次の「 」印の項目が該当しますので留意願います。

記

- 1 当該申請書のとおり施工のこと。
- 2 危険物のタンクは、完成検査前検査実施済のものを設置のこと。
なお、当該完成検査前検査済証写し及び同図面写しを当職に提出のこと。
- 3 危険物のタンク隠ぺい施工の際は、事前に当該タンクの確認を当職に求めること。
- 4 危険物の配管は、腐食防止施工前に圧力等検査を実施すること。その際当職に確認を求めること。
- 5 危険物のタンク腐食防止若しくは配管腐食防止施工後、当職に確認を求めること。
ただし、当該腐食防止措置証明を当職に提出した場合はこの限りでない。
- 6 鉄筋コンクリート造、ブロック、鉄骨等建造物の隠ぺい部分の施工については、配筋間隔等の証明となるものを完成検査時前までに当職に提出のこと。
- 7 施工後、当職に完成検査申請をすること。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

様

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

危険物製造所等許可指導書

年 月 日付けで申請のあつた の について
次の「○」印の項目が該当しますので留意願います。

記

- 1 当該申請書のとおり施工のこと。
- 2 危険物のタンクは、完成検査前検査実施済のものを設置のこと。
なお、当該完成検査前検査済証写し及び同図面写しを当職に提出のこと。
- 3 危険物のタンク隠ぺい施工の際は、事前に当該タンクの確認を当職に求めること。
- 4 危険物の配管は、腐食防止施工前に圧力等検査を実施すること。その際当職に確認を求めること。ただし、技術上の基準に適合していることを証明する資料を提出した場合はこの限りでない。
- 5 危険物のタンク腐食防止若しくは配管腐食防止施工後、当職に確認を求めること。
ただし、当該腐食防止措置証明を当職に提出した場合はこの限りでない。
- 6 鉄筋コンクリート造、ブロック、鉄骨等建造物の隠ぺい部分の施工については、配筋間隔等の証明となるものを完成検査時前までに当職に提出のこと。
- 7 施工後、当職に完成検査申請をすること。
- 8 危険物保安統括管理者を定め、届け出ること。
- 9 危険物保安監督者を定め、届け出ること。
- 10 予防規程を定め認可を受けること。

様式第3号(第6条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用承認書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

設置場所

年 月 日付けで申請のあつた危険物の仮使用について承認します。

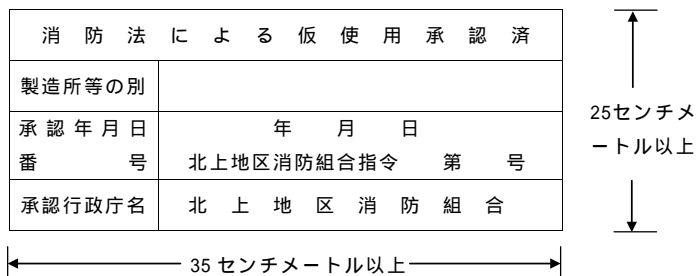
なお、仮使用期間中は、下記の事項を遵守すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 印

記

- 1 下記の様式で掲示板を作成し、当該危険物施設の見やすい場所に掲げること。



- 2 仮使用期間中は、工事の安全対策に万全を期すること。

様式第6号(第5条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用承認書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

設置場所

年 月 日付けで申請のあつた危険物の仮使用について承認します。

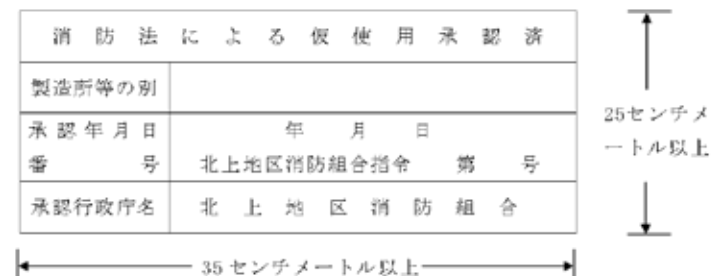
なお、仮使用期間中は、下記の事項を遵守すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 印

記

- 1 下記の様式で掲示板を作成し、当該危険物施設の見やすい場所に掲げること。



- 2 仮使用期間中は、工事の安全対策に万全を期すること。

様式第4号(第7条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等予防規程認可書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあつた下記の対象物の予防規程については、
消防法第14条の2第1項の規定により認可します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 印

記

- 1 区分
- 2 設置場所
- 3 設置許可年月日及び番号

様式第9号(第6条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等予防規程認可書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあつた下記の対象物の予防規程については、
消防法第14条の2第1項の規定により認可します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 印

記

- 1 区分
- 2 設置場所
- 3 設置許可年月日及び番号

様式第5号（第8条関係）[略]

様式第6号（第9条関係）[略]

様式第7号（第11条関係）[略]

様式第14号（第8条関係）[略]

様式第15号（第9条関係）[略]

様式第16号（第11条関係）[略]

様式第8号(第12条関係)

設置者の住所氏名等変更届

年 月 日

北上地区消防組合
 管理者 北上市長 様

届出者
 住 所
 氏 名
 電 話
 印

設 置 者	変 更 前	住 所	電 話	
		氏 名		
	変 更 後	住 所		
		氏 名		
設 置 場 所		変 更 前		
		変 更 後		
設 置 許 可 年 月 日			許 可 番 号	
完 成 検 査 年 月 日			検 査 番 号	
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
危 険 物 の 類、 品 名、最 大 数 量				
備 考				
受 付 欄		経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第17号(第12条関係)

資料提出書

年 月 日

北上地区消防組合
 管理者 北上市長 様

提出者
 住 所
 氏 名
 電 話
 ㊟

設 置 者	住 所	電 話		
	氏 名			
設 置 場 所				
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号		
完 成 年 月 日	年 月 日	検 査 番 号		
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
要 更 内 容	1 設 備 2 設 置 者 住 所 氏 名 3 運 営 者 4 そ の 他			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

様式第9号（第13条関係）

実務経験証明書

氏名				年 月 日生
取り扱った危険物	類別	第 類	品名	
取り扱った期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 カ月)			
製造所等の区分 (該当するものを で囲むこと)	製造所・貯蔵所・取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証明年月日 年 月 日				
事業所名				
所在地				
証明者	職名			
	氏名	印		
	電話			

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
2 危険物取扱者免状の表裏の写しを添付すること。

様式第10号（第14条関係）[略]

様式第18号（第13条関係）

実務経験証明書

氏名				年 月 日生
取り扱った危険物	類別	第 類	品名	
取り扱った期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 カ月)			
製造所等の区分 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所・貯蔵所・取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証明年月日 年 月 日				
事業所名				
所在地				
証明者	職名			
	氏名	印		
	電話			

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
2 危険物取扱者免状の表裏の写しを添付すること。

様式第20号（第14条関係）[略]

様式第11号（第14条関係）

第 号

危険物仮貯蔵・仮取扱承認書

年 月 日付で申請のあつた危険物の仮貯蔵・仮取扱については、
下記のとおり承認します。

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 印

記

1 場 所

2 類別・品名・数量

3 期 間 年 月 日から 年 月 日

4 守るべき事項

様式第21号（第14条関係）

第 号

危険物仮貯蔵・仮取扱承認書

年 月 日付で申請のあつた危険物の仮貯蔵・仮取扱については、
下記のとおり承認します。

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 印

記

1 場 所

2 類別・品名・数量

3 期 間 年 月 日から 年 月 日

4 守るべき事項

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 2 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 3 号（第 2 条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等不許可通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付けで申請のあった危険物の の設置・変更
許可については、下記のとおり消防法第 10 条第 4 項の規定に基づき政令で定める技術
上の基準に適合していないため許可しないので通知します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

完成検査不適合通知書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった の完成検査を行った結果、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合せず、又は許可内容と異なると認めたので通知します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

- 1 申請対象物の設置場所又は常置場所
- 2 理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

完成検査前検査不適合通知書

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

年 月 日付で申請のあった の完成検査前検査
()を行った結果、下記のとおり消防法第 10 条第 4 項の規定に基づき政令で
定める技術上の基準に適合せず、又は許可内容と異なると認めたので通知します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 号 (第 5 条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用不承認通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た の 仮 使 用 に つ い て は 、 下 記
の 理 由 に よ り 承 認 し な い の で 通 知 し ま す 。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第8号(第5条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用承認取消通知書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付け北上地区消防組合指令 第 号による仮使用承認については、下記の理由によりこれを取消します。また、交付された危険物製造所等仮使用承認書は返却すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第 9 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第 10 号 (第 6 条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等予防規程不認可通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付けで申請のあった下記の対象物の予防規程については、
消防法第 14 条の 2 第 2 項の規定により認可しないので通知します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

- 1 区分
- 2 設置場所
- 3 設置許可年月日及び番号
- 4 不認可理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

漏れの点検期間延長承認書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た
間 の 延 長 に つ い て は 、 下 記 の と お り 承 認 し ま す 。

の 漏 れ の 点 検 に 係 る 期

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

- 1 点検対象
- 2 設置場所
- 3 点検予定期日

漏れの点検期間延長不承認通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た の 漏 れ の 点 検 に 係 る 期
間 の 延 長 に つ い て は 、 下 記 の 理 由 に よ り 承 認 し な い の で 通 知 し ま す 。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

- 1 点検対象
- 2 設置場所
- 3 理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

漏れの点検期間延長承認取消書

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

年 月 日付北上地区消防組合指令 第 号による漏れの点検に係る期間の延長の承認については、下記の理由によりこれを取消します。また、交付された漏れの点検期間延長承認書は返却すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

- 1 点検対象
- 2 設置場所
- 3 理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第19号(第13条関係)

同意書

様

1 事業所名及び所在地

2 危険物施設の区分及び設置場所

製造所・ _____ 貯蔵所・ _____ 取扱所

3 危険物保安監督者の業務

- (1) 危険物取扱作業の保安業務
- (2) 火災等の災害防止のための隣接危険物施設関係者との連絡保持
- (3) 危険物施設保安員へ必要な指示
(危険物施設保安員を置く製造所等の場合)
- (4) 施設の構造、設備の保安業務
- (5) 計測、制御安全装置等の機能維持のための保安管理
- (6) 施設の異常発見時の措置
- (7) 施設維持のための定期点検、臨時点検及びその記録、保存
- (8) 火災等災害発生時の作業に対する指揮による応急措置、消防機関への連絡
- (9) 危険物取扱作業者に対する法令、予防規程等に照らした監督

4 上記事業所の危険物保安監督者として選任され、危険物保安監督者の業務を行うことに同意します。

年 月 日

危険物保安監督者

氏名 _____ 印

様式第21号の次に次の3様式を加える。

様式第22号（第14条関係）

第 号

危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった危険物の仮貯蔵・仮取扱については、
下記により承認しないので通知します。

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長

印

記

1 場 所

2 不承認理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

再交付申請書

年 月 日

北上地区消防組合
 管理者 北上市長 様

申請者
 住所又は事業所所在地

 氏名又は名称及び代表者名

 電話番号

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
設置許可	年 月 日	番号	第 号	
完成検査	年 月 日	番号	第 号	
製造所等の別				
危険物の類、 品名、最大数量				
上記の施設に係る 許 可 書 を、 亡 失・滅 失 したので、再交付 タンク検査済証 汚 損・破 損 を申請します。				
受付欄			処理欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。